

監査告示第14号

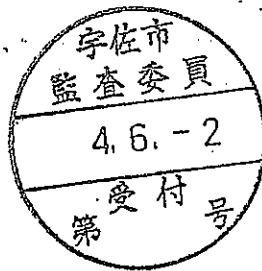
令和4年5月25日付け監査第0525003号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月20日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田 羅純





農政第 0602001 号
令和 4 年 6 月 2 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治
(農 政 課)



令和 4 年度第 1 回定期監査結果報告に係る措置状況について (報告)

令和 4 年 5 月 25 日付け監査第 0525003 号にて報告のありました上記の件について、その措置状況の具体的結果を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】・該当なし

【注意事項】

(1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

- ① 県の補助事業において、回議書の決裁が不備のまま県に事業承認申請をしているもの
- ② 県より「補助金交付決定通知」を受理しながら供覧書の起案及び調定処理が速やかに行われていないもの

《措置状況》

① については、課長や総括の決裁を経ずに補助事業の承認申請書を提出していた件ですが、以後このようなことのないよう職員に徹底するとともに担当総括等において定期的に補助事業綴等を確認するなど、適正な補助金交付事務の執行に心掛けて参ります。

② については、供覧書の起案及び調定処理が速やかに行われるよう課内職員に周知徹底を図るとともに補助事業の進捗を係内で共有するなどにより再発防止に努めて参ります。

(2) 文書事務について

回議書で修正液を使用しているものが見受けられた。軽微な修正を行う場合でも修正テープ等による修正は修正前の状態が明らかにならず、また誰が修正したかがわからないため責任の所在が不明確となり適正な文書管理とはいえない。見え消しで修正するなど適正な事務処理を行うべきである。

《措置状況》

回議書の修正等については、「文書事務の手引き」等を基本に適正な事務処理を心掛けるよう課内職員に周知しました。今後につきましても、回議書を修正する場合は、見え消し修正、又は再度起案するよう課長・総括から起案者に指示して参ります。

【要望事項】・該当なし

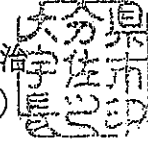


まち推第0624001号
令和4年6月24日



宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治
(まちづくり推進課)



令和4年度第1回定期監査における指摘事項等に対する措置状況
について（報告）

令和4年5月25日付監査第0525003号で報告のあった定期監査結果に
ついて、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項 該当なし

2. 注意事項

(1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付
事務を執行されたい。

①補助金交付事務で支出負担行為での決定権者の決裁を誤って省略して
いるもの

・措置状況

本件につきましては、至急是正いたしました。今後は、同様のことがない
よう、課内において関係法令等の確認を徹底するとともに、回議の際、審査
者及び決定権者による的確な審査指導を行うよう努めます。

3. 要望事項

多くの補助金及び交付金制度を実施するなかで、今後も引き続き、定期的
に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要な要綱等の見直しを行うよう
お願いしたい。

・措置状況

前回の監査において注意された補助金制度につきましては、交付要綱を見
直し、一部改正したところ です。今後も引き続き、補助金及び交付金制度を
実施するなかで定期的に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要に応じ
適切な見直しを行うよう努めます。



都市第0630001号
令和4年6月30日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修
(都市計画課)



令和4年度第1回定期監査における指摘事項等に対する措置状況
について(報告)

令和4年5月25日付監査第0525003号で報告のあった定期監査結果に
ついて、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

該当なし

【注意事項】

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務
を執行されたい。

- ①契約保証金の免除根拠となる添付書類に不備があるもの
- ②変更契約の取扱いに疑義があるもの
- ③郵送による見積りの手続きが適していないもの
- ④委託業務の仕様書・閲覧期間が適していないもの

(2) 文書事務について

回議書で修正テープを使用しているものが見受けられた。軽微な修正を行う場
合でも修正テープ等による修正は修正前の状態が明らかにならず、また誰が修正
したかがわからないため責任の所在が不明確となり適正な文書管理とはいえない。

見え消しで修正するなど適正な事務処理を行うべきである。

《措置状況》

(1) 契約事務について

ご注意いただきました事項につきまして、担当職員及び決裁者、審査者で厳格なチェック、適格な指導に努めてまいります。また、法令や例規、庁内マニュアル等を遵守し、適切な手続きや契約事務等を課内で周知、徹底し、契約事務を執行します。

- ① 今後は遺漏無きよう、契約保証金の免除根拠となる書類が添付されているか確認を行います。
- ② 変更契約を行う際は、変更契約の根拠を課内で確認し、疑義が無いよう事務執行を行います。
- ③ 見積りを郵送で行ったものは、見積りに立ち会わないことから、疑義が無いよう、相手方に適切に案内することや、郵送による見積りの手続きが適正に行われていたことが明確にわかるように書類の確認や漏れが無いように課内で徹底します。
- ④ 仕様書の内容について、適切な内容かを課内でチェックし、閲覧や質問、回答の期間を十分に取、適切な手続きを執行します。

(2) 文書事務について

今後は、回議書の修正を修正テープで行わないことを課内で徹底し、見え消しで修正を行う等の適正な事務処理を行います。

【要望事項】

契約について、特命随意契約によるものが多く見受けられた。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由、積算根拠の妥当性については細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。

《措置状況》

契約の透明性等を確保する観点から、特命随意契約とした根拠等を厳格にチェックし、細心の注意を払い、契約事務を執行します。